

防衛庁職員療養及び補償実施規則を次のように定める。

昭和30年11月26日

防衛庁長官 砂 田 重 政

## 防衛省職員補償実施規則

改 正

昭和31年2月3日庁訓第6号	昭和48年11月27日庁訓第60号	平成10年3月30日庁訓第15号
昭和31年4月16日庁訓第22号	昭和49年3月1日庁訓第3号	平成11年3月26日庁訓第15号
昭和31年6月21日庁訓第37号	昭和49年12月23日庁訓第44号	平成12年12月28日庁訓第97号
昭和31年7月11日庁訓第39号	昭和50年11月7日庁訓第45号	平成13年1月6日庁訓第2号
昭和31年7月25日庁訓第44号	昭和51年11月5日庁訓第36号	平成13年3月30日庁訓第52号
昭和31年9月6日庁訓第55号	昭和52年6月6日庁訓第24号	平成13年12月18日庁訓第79号
昭和32年1月9日庁訓第1号	昭和52年12月22日庁訓第41号	平成14年3月18日庁訓第4号
昭和32年2月6日庁訓第3号	昭和52年12月26日庁訓第42号	平成14年11月29日庁訓第58号
昭和32年3月25日庁訓第15号	昭和54年12月12日庁訓第37号	平成15年10月8日庁訓第67号
昭和32年4月1日庁訓第19号	昭和55年12月1日庁訓第38号	平成15年10月23日庁訓第69号
昭和32年7月26日庁訓第41号	昭和56年5月23日庁訓第27号	平成15年12月26日庁訓第75号
昭和33年6月7日庁訓第39号	昭和56年12月25日庁訓第46号	平成16年4月1日庁訓第43号
昭和33年6月9日庁訓第41号	昭和57年9月28日庁訓第25号	平成17年12月1日庁訓第76号
昭和33年6月18日庁訓第47号	昭和58年11月30日庁訓第30号	平成18年3月27日庁訓第12号
昭和33年6月27日庁訓第50号	昭和59年3月31日庁訓第13号	平成18年7月28日庁訓第83号
昭和33年9月22日庁訓第92号	昭和59年6月30日庁訓第37号	平成18年9月29日庁訓第102号
昭和34年4月9日庁訓第19号	昭和59年9月29日庁訓第40号	平成19年1月5日庁訓第1号
昭和34年8月21日庁訓第47号	昭和59年12月22日庁訓第45号	平成19年3月30日省訓第32号
昭和34年12月2日庁訓第67号	昭和60年3月1日庁訓第3号	平成19年8月30日省訓第145号
昭和34年12月16日庁訓第70号	昭和60年4月6日庁訓第19号	平成20年3月25日省訓第12号
昭和36年2月10日庁訓第6号	昭和61年12月22日庁訓第50号	平成21年4月30日省訓第33号
昭和37年3月23日庁訓第17号	昭和62年9月28日庁訓第38号	平成21年7月17日省訓第44号
昭和37年5月18日庁訓第32号	昭和63年4月8日庁訓第12号	平成21年7月29日省訓第48号
昭和37年11月20日庁訓第78号	平成元年3月4日庁訓第6号	平成21年12月25日省訓第66号
昭和40年2月26日庁訓第9号	平成元年12月13日庁訓第60号	平成22年4月1日省訓第15号
昭和40年3月29日庁訓第20号	平成2年10月1日庁訓第38号	平成22年6月30日省訓第29号
昭和41年4月23日庁訓第15号	平成2年12月26日庁訓第46号	平成22年7月1日省訓第30号
昭和41年7月11日庁訓第24号	平成3年12月24日庁訓第37号	平成24年3月29日省訓第12号
昭和41年9月30日庁訓第30号	平成5年3月23日庁訓第7号	平成25年9月25日省訓第49号
昭和41年12月24日庁訓第36号	平成6年4月1日庁訓第19号	平成26年5月30日省訓第35号
昭和42年12月27日庁訓第41号	平成6年9月29日庁訓第47号	平成26年7月24日省訓第40号
昭和43年12月25日庁訓第49号	平成7年6月23日庁訓第35号	平成26年11月28日省訓第62号
昭和44年8月28日庁訓第37号	平成8年2月29日庁訓第10号	平成26年12月19日省訓第71号
昭和45年5月2日庁訓第18号	平成8年3月28日庁訓第17号	平成27年10月1日省訓第39号
昭和45年12月24日庁訓第45号	平成8年6月25日庁訓第43号	平成28年4月1日省訓第38号
昭和46年12月22日庁訓第48号	平成9年8月29日庁訓第35号	平成29年7月28日省訓第48号
昭和47年11月15日庁訓第53号	平成9年12月10日庁訓第41号	平成30年11月30日省訓第45号
昭和48年10月23日庁訓第55号	平成10年3月25日庁訓第12号	令和元年6月20日省訓第8号

令和元年11月22日省訓第25号

令和2年12月28日省訓第67号

令和4年3月15日省訓第10号

令和4年11月28日省訓第75号

令和5年11月24日省訓第103号

令和6年3月29日省訓第42号

(趣旨)

**第1条** この訓令は、防衛省の職員（一般職に属する職員を除く。以下「職員」という。）及び職員であつた者について国が行うべき補償の実施等に関して必要な事項を定めるものとする。

(補償及び福祉の意義)

**第2条** この訓令において「補償」とは、公務上負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、若しくは死亡し、又は通勤により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、若しくは死亡した職員又は職員であつた者（次項において「被災職員」という。）について、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号。以下「法」という。）第27条第1項において準用する国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号。以下「補償法」という。）第10条、第12条、第12条の2、第13条、第14条の2、第15条及び第18条並びに同法附則第4項、第8項及び第12項の規定に基づいて国が行うべき補償をいう。

2 この訓令において「福祉」とは、被災職員について、補償法第22条の規定に基づき国費をもつて負担することができるものをいう。

(実施機関の長)

**第3条** 補償及び福祉を実施する権限を有する者（以下「実施機関の長」という。）として次の各号に掲げる者を指定し、その管轄区分は、それぞれ当該各号に掲げる防衛省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関に所属する職員及び職員であつた者とする。ただし、陸上自衛官、海上自衛官又は航空自衛官で、その所属する自衛隊以外の機関において勤務する者（当該機関において退職した者を含む。）に係る実施機関の長については、陸上自衛官にあつては陸上幕僚長とし、海上自衛官にあつては海上幕僚長とし、航空自衛官にあつては航空幕僚長とする。この場合において、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長は、当該自衛官の公務上の災害又は通勤による災害の認定に係る判断を行うため必要があると認めるときは、関係ある実施機関の長に対し、当該自衛官の災害に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

- (1) 防衛事務次官 防衛省本省の内部部局（防衛大臣政策参与、防衛事務次官及び防衛審議官を含むものとする。）、防衛人事審議会及び地方防衛局
- (2) 防衛大学校長 防衛大学校
- (3) 防衛医科大学校長 防衛医科大学校
- (4) 防衛研究所長 防衛研究所
- (5) 統合幕僚長 統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊
- (6) 陸上幕僚長 陸上自衛隊（自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）
- (7) 海上幕僚長 海上自衛隊（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）
- (8) 航空幕僚長 航空自衛隊（航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）
- (9) 情報本部長 情報本部
- (10) 防衛監察監 防衛監察本部
- (11) 防衛装備庁長官 防衛装備庁

2 前項ただし書の規定により協力を求められた実施機関の長は、積極的に協力しなければならない。

- 3 防衛事務次官、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び防衛装備庁長官である実施機関の長は、自己の監督下にある部隊の長又は機関の長に補償及び福祉を実施する権限（防衛大臣の承認を得て認定又は決定を行う権限を除く。）を委任することができる。
- 4 前項の規定により委任を行うときは、あらかじめ防衛大臣の承認を得なければならない。

（防衛の用に供する物）

**第4条** 防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和41年政令第312号）第2条第1項第9号の防衛大臣が定める防衛の用に供する物は、自衛隊の使用する武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料又は我が国の防衛のために用いられる物で防護の必要性がこれらに準ずるものとする。

（自衛官候補生、学生又は生徒の食事代）

**第5条** 防衛省職員の災害補償に関する政令第5条第2項第1号から第3号まで並びに防衛省職員の災害補償に関する省令（昭和41年総理府令第49号）第1条第2号及び第3号の防衛大臣が定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 自衛官候補生 9,180円
- (2) 法第4条第1項に規定する学生及び生徒 33,392円

（非常勤の者の給与）

**第6条** 防衛省職員の災害補償に関する政令第5条第2項第7号の防衛大臣が定める給与は、実施機関の長の申請に基づき防衛大臣がその都度定めるものとする。

（補償及び福祉の実施）

**第7条** この訓令に定めるもののほか、補償及び福祉の実施については、一般職の国家公務員の例による。

（委任規定）

**第8条** この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関して必要な事項は、第3条第1項各号に掲げる実施機関の長が定める。

## 附 則

- 1 この訓令は、昭和30年12月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の日以後当分の間は、補償の請求書等については、なお従前の例による。
- 3 公務災害補償実施規則（昭和28年保安庁訓令第1号）及び補装具支給規則（昭和29年防衛庁訓令第26号）は廃止する。
- 4 この訓令の施行の前日において旧公務災害補償実施規則又は旧補装具支給規則の規定により従前職員又は職員であつた者に行つた療養、補償又は福祉は、この訓令の規定により行なつたものとみなす。
- 5 削除

**附 則**（昭和31年2月3日庁訓第6号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和30年12月1日から適用する。
- 2 この訓令中補償の請求書の様式に関する部分の改正規定の適用については、前項の規

定にかかわらず、なお当分の間は、従前の例によることができる。

**附 則**（昭和31年4月16日庁訓第22号）

この訓令は、昭和30年12月1日から適用する。

**附 則**（昭和31年6月21日庁訓第37号）

この訓令は、昭和31年10月1日から施行する。

**附 則**（昭和31年7月11日庁訓第39号）

この訓令は、昭和31年7月11日から施行し、昭和31年5月1日から適用する。

**附 則**（昭和31年7月25日庁訓第44号）（抄）

1 この訓令は、昭和31年7月25日から施行する。

**附 則**（昭和31年9月6日庁訓第55号）

この訓令は、昭和31年9月6日から施行する。

**附 則**（昭和32年1月9日庁訓第1号）

この訓令は、昭和31年8月28日から適用する。

**附 則**（昭和32年2月6日庁訓第3号）

この訓令は、昭和32年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は、昭和32年2月21日から施行する。

**附 則**（昭和32年3月25日庁訓第15号）

この訓令は、昭和32年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和32年4月1日庁訓第19号）

この訓令は、昭和32年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和32年7月26日庁訓第41号）

1 この訓令は、昭和32年7月26日から施行し、同年5月1日から適用する。ただし、第3条に係る改正規定は、同年2月21日から適用する。

2 当分の間、実施機関の長が改正後の第3条の2第2項の規定により契約を締結する場合には、あらかじめ長官の承認を受けなければならない。

**附 則**（昭和33年6月7日庁訓第39号）

この訓令は、昭和33年6月26日から施行する。ただし、第12条の規定は同年6月25日から施行し、第7条の規定は同年5月1日から適用する。

**附 則**（昭和33年6月9日庁訓第41号）

この訓令は、昭和33年6月9日から施行し、同年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和33年6月18日庁訓第47号）

この訓令は、昭和33年6月18日から施行し、同年5月23日から適用する。ただし、改正後の防衛庁職員の特別昇給の基準等に関する訓令第2条第15号の規定は同年3月12日から、改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則第3条第1項第1号、第9条第1項第1号、第26条第2項第1号及び附則第5項第1号の規定は昭和32年8月1日から適用する。

**附 則**（昭和33年6月27日庁訓第50号）

この訓令は、昭和33年7月1日から施行する。ただし、第1条、第3条第1項及び第28条の2第1項の改正規定は、同年8月1日から施行する。

**附 則**（昭和33年9月22日庁訓第92号）

この訓令は、昭和33年9月22日から施行し、同年7月1日から適用する。

**附 則**（昭和34年4月9日防衛庁訓令第19号）

この訓令は、昭和34年4月9日から施行する。

**附 則**（昭和34年 8月21日庁訓第47号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和34年10月 1日から施行する。

**附 則**（昭和34年12月 2日庁訓第67号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和34年12月 4日から施行する。

**附 則**（昭和34年12月16日庁訓第70号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和35年 1月14日から施行する。
- 2 昭和34年度における公務障害者に対する福祉業務の実施の特例に関する訓令（昭和33年庁訓第24号）は、廃止する。

**附 則**（昭和36年 2月10日庁訓第 6号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和36年 2月10日から施行する。
- 2 この訓令中第 1条の次に 1条を加える改正規定は昭和34年10月 1日から、第 3条第 4項の次に 2項を加える改正規定、第 8条第 1項の改正規定（第 1種障害補償に係る部分に限る。）、第11条第 2項の次に 1項を加える改正規定、第12条第 3項の改正規定（障害補償の減額に係る部分に限る。）、第13条、第15条第 1項及び第 2項並びに第16条の改正規定、第16条の次に 1条を加える改正規定、第17条に 1項を加える改正規定、第29条の次に 1条を加える改正規定並びに公務災害認定通知書、国家公務員災害補償第 1種障害補償通知書及び国家公務員災害補償第 1種障害補償請求書の様式の改正規定は昭和35年 6月23日から適用する。
- 3 従前の規定による様式の自衛官診療証は、この訓令による改正にかかわらず、なお、当分の間、これを用いることができる。

**附 則**（昭和37年 3月23日庁訓第17号）

- 1 この訓令は、昭和37年 3月23日から施行する。ただし、第 3条の改正規定（自衛隊体育学校に係る部分を除く。）は昭和37年 4月 1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則（以下「改正後の訓令」という。）第19条から第21条まで及び別表第 1から別表第 3までの規定は昭和36年 4月 1日から、改正後の訓令第 3条第 1項第 3号及び第 9条の規定は昭和36年 8月17日から適用する。
- 3 昭和36年 4月 1日からこの訓令の施行の日の前日までの間に、この訓令による改正前の防衛庁職員療養及び補償実施規則第19条から第21条までの規定により行なわれた補装具の支給、再支給、又は修理は、改正後の訓令第19条から第21条までの規定により行なわれた補装具の支給、再支給、又は修理とみなす。

**附 則**（昭和37年 5月18日庁訓第32号）

この訓令は、昭和37年 5月18日から施行し、同年 4月 1日から適用する。

**附 則**（昭和37年11月20日庁訓第78号）（抄）

（施行月日）

- 1 この訓令は、昭和37年11月20日から施行する。

（適用区分）

- 2 この訓令による改正後の防衛庁職員給与施行規則第21条第 2項の規定は昭和37年 4月 1日から、この訓令による改正後の防衛庁職員給与施行規則別表第 3ハの規定は同年10月 1日から、この訓令による改正後の防衛庁職員給与支給機関の指定等に関する訓令の規定（第 2条の 3を除く。）、この訓令による改正後の防衛庁職員給与簿規則の規定、この訓令による改正後の防衛庁職員の特別昇給の基準等に関する訓令の規定、この訓令による改正後

の防衛庁職員給与施行規則（第24条及び別表第3ニ及びホ）の規定、この訓令による改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則の規定並びに附則第3項及び附則第4項の規定は同年11月13日から、この訓令による改正後の防衛庁職員給与施行規則第18条の規定は同年11月13日から適用する。

（実施機関に関する経過規定）

- 4 防衛施設庁の設置の日前に従前の建設本部に所属する職員であつた者に係る実施機関の長は、防衛施設庁長官とする。

**附 則**（昭和40年2月26日庁訓第9号）（抄）

この訓令は、昭和40年2月26日から施行し、昭和39年9月1日から適用する。

**附 則**（昭和40年3月29日庁訓第20号）

この訓令は、昭和40年3月29日から施行し、昭和39年12月1日から適用する。

**附 則**（昭和41年4月23日庁訓第15号）

この訓令は、昭和41年4月23日から施行し、同年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和41年7月11日庁訓第24号）

この訓令は、昭和41年7月11日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和41年9月30日庁訓第30号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和41年9月30日から施行する。ただし、第2条の規定は、昭和41年11月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則の規定及び附則第3項から第12項までの規定による改正後の各訓令の規定は、昭和41年7月1日から適用する。

- 12 艦船乗組員たる海上自衛官の公務災害補償実施規則（昭和35年防衛庁訓令第59号）は廃止する。ただし、船員法（昭和27年法律第100号）第1条に規定する船員である職員に対する昭和41年6月30日以前に係る補償の実施に関する審査の申立てについては、なお、従前の例による。

**附 則**（昭和41年12月24日庁訓第36号）

- 1 この訓令は、昭和41年12月24日から施行する。
- 2 改正後の防衛庁職員給与施行規則、改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則、改正後の落下さん隊員の範囲並びに落下さん降下作業手当の額及びその支給に関する訓令、改正後の乗員の範囲等に関する訓令、改正後の初任給の基準の改正に伴う事務官等の俸給月額決定の特例等に関する訓令及び改正後の俸給の特別調整額に関する訓令の規定は、昭和41年9月1日から適用する。

**附 則**（昭和42年12月27日庁訓第41号）

- 1 この訓令は、昭和42年12月27日から施行する。ただし、第6条の規定及び第7条中第4条第3項の改正規定は、昭和43年1月1日から施行する。
- 2 改正後の防衛庁職員給与施行規則、改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則、改正後の参事官等の初任給の決定基準の特例に関する訓令、改正後の落下さん隊員の範囲並びに落下さん降下作業手当の額及びその支給に関する訓令、改正後の乗員の範囲等に関する訓令（第4条第3項を除く。）、改正後の初任給の基準の改正に伴う事務官等の俸給月額決定の特例等に関する訓令及び改正後の俸給の特別調整額に関する訓令の規定は、昭和42年8月1日から適用する。

**附 則**（昭和43年12月25日庁訓第49号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和43年12月25日から施行する。（ただし書以下略）

- 2 第1条の規定による改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則及び第2条の規定による改正後の参事官等の初任給の決定基準の特例に関する訓令の規定は、昭和43年7月1日から適用する。

**附 則** (昭和44年8月28日庁訓第37号)

- 1 この訓令は、昭和44年9月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に交付されている自衛官診療証は、改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則別紙第2の様式によるものとみなす。

**附 則** (昭和45年5月2日庁訓第18号)

- 1 この訓令は、昭和45年5月8日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の規定は、昭和44年6月1日から適用する。

**附 則** (昭和45年12月24日防衛庁訓令第45号)

- 1 この訓令は、昭和45年12月24日から施行する。
- 2 改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則の規定は、昭和45年5月1日から適用する。

**附 則** (昭和46年12月22日庁訓第48号)

- 1 この訓令は、昭和46年12月22日から施行する。
- 2 改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則の規定は、昭和46年5月1日から適用する。

**附 則** (昭和47年11月15日庁訓第53号)

- 1 この訓令は、昭和47年11月16日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則の規定は昭和47年4月1日から、第2条の規定による改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則は同年10月30日から適用する。

**附 則** (昭和48年10月23日庁訓第55号)

この訓令は、昭和48年10月23日から施行し、この訓令による改正後の防衛庁職員給与施行細則、防衛庁職員療養及び補償実施規則、落下さん隊員の範囲並びに落下さん降下作業手当の額及びその支給に関する訓令、乗員の範囲等に関する訓令及び俸給の特別調整額に関する訓令の規定は、昭和48年4月1日から適用する。

**附 則** (昭和48年11月27日庁訓第60号)

この訓令は、昭和48年11月27日から施行する。

**附 則** (昭和49年3月1日庁訓第3号)

- 1 この訓令は、昭和49年3月1日から施行し、第1条の規定による改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則第1条の規定は昭和48年10月16日から、同訓令第2条、第8条、第9条、第13条、附則第5項及び別紙第2の規定並びに第2条の規定による改正後の更生指導業務の実施に関する訓令の規定は、昭和48年12月1日から適用する。
- 2 この訓令の施行の際現に交付されている自衛官診療証は、改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則別紙第2の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現に存する改正前の防衛庁職員療養及び補償実施規則別紙第2の様式による用紙は、当分の間、これを修正したうえ使用することができる。

**附 則** (昭和49年12月23日庁訓第44号)

- 1 この訓令中第1条及び第2条の改正規定は昭和49年12月23日から、第3条及び第4条の改正規定は同年同月24日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則及び参事官等の初任給の決定基準の特例に関する訓令の規定は、昭和49年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和50年11月7日庁訓第45号）

- 1 この訓令は、昭和50年11月7日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、同年12月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の防衛庁職員給与施行細則別表第3、第2条の規定による改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則並びに第5条の規定による改正後の俸給の特別調整額に関する訓令附則第6項及び第7項の規定は昭和50年4月1日から、第1条の規定による改正後の防衛庁職員給与施行細則別表第6並びに第5条の規定による改正後の俸給の特別調整額に関する訓令別表ニ及び別表ホの規定は同年10月1日から適用する。

**附 則**（昭和51年11月5日庁訓第36号）

- 1 この訓令は、昭和51年11月5日から施行する。ただし、第3条及び第4条の改正規定は、同月10日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則及び参事官等の初任給の決定基準の特例に関する訓令の規定は、昭和51年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和52年6月6日庁訓第24号）

この訓令は、昭和52年6月6日から施行し、同年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和52年12月22日庁訓第41号）

- 1 この訓令は、昭和52年12月22日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則第4条の規定は昭和52年12月1日から、第10条の規定は昭和52年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和52年12月26日庁訓第42号）

- 1 この訓令は、昭和53年1月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に交付されている自衛官診療証は、改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則別紙第2の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現に存する改正前の防衛庁職員療養及び補償実施規則別紙第2の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

**附 則**（昭和54年12月12日庁訓第37号）

- 1 この訓令は、昭和54年12月12日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則の規定は、昭和54年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和55年12月1日庁訓第38号）

- 1 この訓令は、昭和55年12月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則の規定は、昭和55年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和56年5月23日庁訓第27号）

- 1 この訓令は、昭和56年5月23日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則の規定は、昭和56年3月1日から適用する。
- 3 この訓令の施行の際現に使用されている療養費請求書及び交付されている自衛官診療証は、改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則別紙第1及び別紙第2の様式によるものとみなす。
- 4 この訓令の施行の際現に存する改正前の防衛庁職員療養及び補償実施規則別紙第1及

び別紙第2の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。ただし、別紙第2の様式による用紙の使用に当たっては、必要な修正をするものとする。

**附 則**（昭和56年12月25日庁訓第46号）

- 1 この訓令は、昭和56年12月25日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則の規定は、昭和56年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和57年9月28日庁訓第25号）

この訓令は、昭和57年10月1日から施行する。

**附 則**（昭和58年11月30日庁訓第30号）

- 1 この訓令は、昭和58年12月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則の規定は、昭和58年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和59年3月31日庁訓第13号）

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和59年6月30日庁訓第37号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

**附 則**（昭和59年9月29日庁訓第40号）

- 1 この訓令は、昭和59年10月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に使用されている療養費請求書及び交付されている自衛官診療証は、改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則別紙第1及び別紙第5の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現に存する改正前の防衛庁職員療養及び補償実施規則別紙第1及び別紙第2の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。ただし、これらの用紙の使用に当たっては、必要な修正をするものとする。

**附 則**（昭和59年12月22日庁訓第45号）

- 1 この訓令は、昭和60年1月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和60年3月1日庁訓第3号）

- 1 この訓令は、昭和60年3月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則第7条の2の規定は、昭和59年10月1日以後に受けた療養に係る一部負担金等払戻金の支給について適用する。

**附 則**（昭和60年4月6日庁訓第19号）

この訓令は、昭和60年4月6日から施行する。

**附 則**（昭和61年12月22日庁訓第50号）

- 1 この訓令は、昭和62年1月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和62年9月28日庁訓第38号）

この訓令は、昭和62年10月1日から施行する。

**附 則**（昭和63年4月8日庁訓第12号）

この訓令は、昭和63年4月8日から施行する。

**附 則**（平成元年3月4日庁訓第6号）

- 1 この訓令は、平成元年3月4日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日以後において昭和64年1月7日以前の診療に係る療養を受けていた自衛官等が防衛庁職員療養及び補償実施規則第6条、第7条又は第7条の2の規定による療養費等の請求をする場合の請求書の様式については、同規則別紙第1初診年月日の項、別紙第2初診年月日の項及び別紙第5初診年月日の項中「平成」とあるのは、「昭和」とする。
- 3 この訓令の施行の日以後において、給食の実施に関する訓令第7条、防衛庁所管国有特許権等の管理に関する訓令第7条若しくは第10条、有償援助による調達の実施に関する訓令第27条又は海上自衛隊の使用する船舶が緊急船舶の指定を受ける場合の手續等に関する訓令第3条の規定による昭和63年度に係る報告又は通知を行う場合の報告書又は通知書の様式については、当該報告書及び通知書の様式中「平成 年度」とあるのは、「昭和 年度」とする。
- 4 この訓令の施行前に警務手帳に関する訓令第4条第1項の規定により交付された警務手帳の形状については、改正後の警務手帳の形状にかかわらず、この訓令の施行日以後においても、なお従前の例によるものとする。
- 5 この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

**附 則**（平成元年12月13日庁訓第60号）

- 1 この訓令中第1条及び第2条の規定は平成元年12月13日から、第3条及び第4条の規定は平成2年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則の規定及び第2条の規定による改正後の参事官等の初任給の決定基準の特例に関する訓令の規定は、平成元年4月1日から適用する。

**附 則**（平成2年10月1日庁訓第38号）

この訓令は、平成2年10月1日から施行する。

**附 則**（平成2年12月26日庁訓第46号）

- 1 この訓令中第1条及び第2条の規定は平成2年12月26日から、第3条及び第4条の規定は平成3年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則の規定及び第2条の規定による改正後の参事官等の初任給の決定基準の特例に関する訓令の規定は、平成2年4月1日から適用する。

**附 則**（平成3年12月24日庁訓第37号）

- 1 この訓令中第1条及び第2条の規定は平成3年12月24日から、第3条から第6条までの規定は平成4年1月1日から施行する。
- 2 第1条及び第2条の規定による改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則及び参事官等の初任給の決定基準の特例に関する訓令の規定は、平成3年4月1日から適用する。

**附 則**（平成5年3月23日庁訓第7号）

- 1 この訓令は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に交付されている第1条の改正規定に係る改正前の様式による技能証明書は、改正後の様式による技能証明書とみなす。
- 3 この訓令の施行の際現に存する第1条、第3条及び第12条の改正規定に係る改正前の

様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

**附 則**（平成6年4月1日庁訓第19号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

**附 則**（平成6年9月29日庁訓第47号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成6年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（請求に係る経過措置）
- 2 施行日前に行われた看護又は移送に係る療養費の請求については、なお従前の例による。
- 3 健康保険法等の一部を改正する法律施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成6年政令第282号） 附則第11条第2項の規定による付添看護に係る療養費の請求については、なお従前の例による。  
（減額認定証の交付に関する施行前の準備）
- 4 実施機関の長は、自衛官等が施行日前において、第2条の規定による改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則（以下この項において「新防衛庁職員療養規則」という。）第4条の3第3項に該当すると認められるときは、施行日前においても新防衛庁職員療養規則第4条の3第4項及び第5項の規定の例により減額認定証を交付することができる。

（様式の経過措置）

- 5 この訓令の施行の際現に存する第2条の改正規定に係る改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

**附 則**（平成7年6月23日庁訓第35号）

この訓令は、平成7年7月1日から施行する。

**附 則**（平成8年2月29日庁訓第10号）

この訓令は、平成8年2月29日から施行する。

**附 則**（平成8年3月28日庁訓第17号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

**附 則**（平成8年6月25日庁訓第43号）

この訓令は、平成8年7月1日から施行する。

**附 則**（平成9年8月29日庁訓第35号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成9年9月1日から施行する。  
（様式の経過措置）
- 2 この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

**附 則**（平成9年12月10日庁訓第41号）

- 1 この訓令は、平成9年12月10日から施行する。ただし、第5条の規定は、平成10年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の防衛庁職員給与施行細則の規定、第2条の規定による改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則の規定、第3条の規定による改正後の参事官等の初任給の決定基準の特例に関する訓令の規定及び第4条の規定による改正後の幹部自衛官の候補者の俸給月額の設定に関する訓令の規定は、平成9年4月1日から適用する。

**附 則** (平成10年 3月25日庁訓第12号) (抄)

- 1 この訓令は、平成10年 3月26日から施行する。

**附 則** (平成10年 3月30日庁訓第15号)

この訓令は、平成10年 4月 1日から施行する。

**附 則** (平成11年 3月26日庁訓第15号)

この訓令は、平成11年 4月 1日から施行する。

**附 則** (平成12年12月28日庁訓第97号)

- 1 この訓令は、平成13年 1月 1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

**附 則** (平成13年 1月 6日庁訓第 2号) (抄)

- 1 この訓令は、平成13年 1月 6日から施行する。
- 5 この訓令による改正後の訓令の規定にかかわらず、この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正の上使用することができる。

**附 則** (平成13年 4月30日庁訓第52号)

この訓令は、平成13年 4月 1日から施行する。

**附 則** (平成13年12月18日庁訓第79号)

この訓令は、平成13年12月18日から施行する。

**附 則** (平成14年 3月18日庁訓第 4号)

この訓令は、平成14年 3月27日から施行する。

**附 則** (平成14年11月29日庁訓第58号)

この訓令は、平成14年12月 1日から施行する。

**附 則** (平成15年10月 8日庁訓第67号)

この訓令は、平成15年10月 8日から施行する。

**附 則** (平成15年10月 8日庁訓第69号)

この訓令は、平成15年11月 1日から施行する。

**附 則** (平成15年12月26日庁訓第75号)

- 1 この訓令は、平成15年12月26日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

**附 則** (平成16年 4月 1日庁訓第43号)

この訓令は、平成16年 4月 1日から施行する。

**附 則** (平成17年12月 1日庁訓第76号)

この訓令は、平成17年12月 1日から施行する。

**附 則** (平成18年 3月27日庁訓第12号) (抄)

- 1 この訓令は、平成18年 3月27日から施行する。

**附 則** (平成18年 7月28日庁訓第83号) (抄)

- 1 この訓令は、平成18年 7月31日から施行する。

**附 則** (平成18年 9月29日庁訓第102号)

- 1 この訓令は、平成18年10月 1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

**附 則**（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

（様式用の紙に関する経過措置）

- 4 この訓令の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上で使用することができる。

**附 則**（平成19年3月30日省訓第32号）

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上で使用することができる。

**附 則**（平成19年8月30日省訓第145号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

**附 則**（平成20年3月25日省訓第12号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

**附 則**（平成21年4月30日省訓第33号）

- 1 この訓令は、平成21年5月1日から施行する。

- 2 平成21年5月から9月までの間においては、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第17条の6第1項第1号に規定する病院等に防衛省職員療養及び補償実施規則第7条の3第3項に規定する自衛官限度額適用認定証又は同条第8項に規定する自衛官限度額適用・標準負担額減額認定証を提出して同令第17条の6第3項に規定する特定疾患給付対象療養を受けた自衛官等については、この訓令による改正後の防衛省職員療養及び補償実施規則第7条第4項の申出に基づく実施機関の長の認定を受けているものとみなす。

- 3 この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上で、使用することができる。

**附 則**（平成21年7月17日省訓第44号）

- 1 この訓令は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成21年法律第55号）の施行の日から施行する。

**附 則**（平成21年7月29日省訓第48号）

この訓令は、平成21年8月1日から施行する。

**附 則**（平成21年12月25日省訓第66号）（抄）

- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現に存する第8条の規定による改正前の防衛省職員療養及び補償実施規則別紙様式第5、別紙様式第8、別紙様式第10及び別紙様式第12の用紙は、当分の間、これを修正した上で、使用することができる。

**附 則**（平成22年4月1日省訓第15号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成22年6月30日省訓第29号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

（防衛省職員療養及び補償実施規則の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現に存する第9条の規定による改正前の防衛省職員療養及び補

償実施規則別紙様式第5、別紙様式第8、別紙様式第10及び別紙様式第12(1)の用紙は、当分の間、これを修正した上で、使用することができる。

**附 則** (平成22年7月1日省訓第30号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成22年7月17日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上で、使用することができる。

**附 則** (平成24年3月29日省訓第12号) (抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成24年4月1日(附則第3項及び第4項において「施行日」という。)から施行する。  
(防衛省職員療養及び補償実施規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この訓令の施行の際現に存する第2条の規定による改正前の防衛省職員療養及び補償実施規則別紙様式第8及び別紙様式10による用紙は、当分の間、これを修正した上で使用することができる。

**附 則** (平成25年9月25日省訓第49号)

- 1 この訓令は、平成25年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この訓令による改正後の防衛省職員療養及び補償実施規則(次項において「新規則」という。)第7条の4の規定は、療養を受けた日が施行日以後の場合について適用し、療養を受けた日が施行日前の場合については、なお従前の例による。
- 3 療養を受けた月の標準報酬の月額(国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第52条の2に規定する標準報酬の月額をいう。)が53万円以上である自衛官等(防衛省職員療養及び補償実施規則第2条第1項に規定する自衛官等をいう。)に対する新規則第7条の4第3項の規定の適用については、療養を受けた日が、施行日から平成26年3月31日までの間においては同項中「とあるのは「50,000円」とあるのは「とあるのは「30,000円」と、「100,000円」とあるのは「60,000円」とし、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては同項中「とあるのは「50,000円」とあるのは「とあるのは「40,000円」と、「100,000円」とあるのは「80,000円」とする。

**附 則** (平成26年5月30日省訓第35号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日(平成26年5月30日)から施行する。
- 2・3 (略)

**附 則** (平成26年7月24日省訓第40号)

この訓令は、平成26年7月25日から施行する。

**附 則** (平成26年11月28日省訓第62号)

この訓令は、平成26年11月28日から施行し、改正後の防衛省職員療養及び補償実施規則の規定は、同年4月1日から適用する。

**附 則** (平成26年12月19日省訓第71号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成27年1月1日から施行する。  
(特定疾病給付対象療養の認定に関する経過措置)
- 2 平成27年1月から同年12月までの間においては、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和27年政令第368号)第17条の6第1項第1号に規定する病院等にこの

訓令による改正後の防衛省職員療養及び補償実施規則（以下この項において「新訓令」という。）別紙様式第8による自衛官限度額適用認定証又は新訓令別紙様式第10による自衛官限度額適用・標準負担額減額認定証を提出して同条第3項に規定する特定疾病給付対象療養を受けた場合の当該療養を受けた自衛官等については、新訓令第7条第4項の申出に基づく実施機関の長の認定を受けているものとみなす。

（様式の特例）

- 3 この訓令の施行の際現に存するこの訓令による改正前の防衛省職員療養及び補償実施規則別紙様式第7から別紙様式第10まで及び別紙様式第12の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）

（施行期日）

- 第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日省訓第38号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月28日省訓第48号）

この訓令は、平成29年8月1日から施行する。

附 則（平成30年11月30日省訓第45号）

この訓令は、平成30年11月30日から施行し、第1条の規定による改正後の防衛省職員療養及び補償実施規則の規定、第2条の規定による改正後の幹部自衛官の候補者の俸給月額に関する訓令の規定及び第3条の規定（附則第1項及び第2項の改正規定を除く。）による改正後の幹部自衛官の候補者が昇任した場合の号俸の決定に関する訓令の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年6月20日省訓第8号）

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の様式を使用するに当たっては、必要に応じ、各様式中「令和」とあるのは「平成」とする修正を加えたものを使用することができる。

附 則（令和元年11月22日省訓第25号）

この訓令は、令和元年11月22日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年12月28日省訓第67号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第35条（防衛省所管物品管理取扱規則別記様式第34及び別記様式第43の改正規定に限る。）の規定 令和3年1月1日

（2）第4条、第8条、第51条、第67条（演習場周辺住宅防音事業補助金交付要綱別記第3号様式の改正規定（「印」を削る部分に限る。）を除く。）及び第80条（防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱別記第6号様式から別記第8号様式まで、別記第29号様式及び別記第35号様式の改正規定（「印」を削る部分に限る。）を除く。）の規定 令和3年4月1日

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り

繕って使用することができる。

**附 則**（令和4年3月15日省訓第10号）

この訓令は、令和4年3月17日から施行する。ただし、第19条の規定による改正後の自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の占める官職を定める訓令別表第2ヌ中第4潜水隊に係る規定は、令和4年3月9日から適用する。

**附 則**（令和4年11月28日省訓第75号）

この訓令は、令和4年11月28日から施行し、この訓令による改正後の防衛省職員療養及び補償実施規則、幹部自衛官の候補者の俸給月額の設定に関する訓令及び幹部自衛官の候補者が昇任した場合の号俸の設定に関する訓令の規定は、令和4年4月1日から適用する。

**附 則**（令和5年11月24日省訓第103号）

この訓令は、令和5年11月24日から施行し、第1条の規定による改正後の防衛省職員療養及び補償実施規則の規定、第2条の規定による改正後の幹部自衛官の候補者の俸給月額の設定に関する訓令の規定及び第3条の規定による改正後の幹部自衛官の候補者が昇任した場合の号俸の設定に関する訓令の規定は、令和5年4月1日から適用する。

**附 則**（令和6年3月29日省訓第42号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。